

## 浦和支部会員名簿（掲載・削除・変更）依頼書

浦和支部では支部会員情報（行政書士登録内容）を以下により公開しています。

- さいたま市5区役所（浦和・中央・桜・南・緑）“くらし応援室”等に設置の「会員名簿」  
（日本政策金融公庫浦和支店、さいたま県税事務所、さいたま産業創造財団、他にも設置）  
※掲載項目：①氏名、②主な取り扱い分野、③事務所所在地、④電話番号
- 浦和支部ホームページ内の「会員名簿」  
※掲載項目：①氏名、②事務所名、③主な取り扱い分野、④事務所所在地、⑤電話番号、⑥メールアドレス

掲載、削除、変更を希望する方は以下に必要な事項を記入の上、広報部宛に依頼して下さい。（随時受付）

- ◆注意：「主な取り扱い分野」以外は、行政書士登録内容を確認の上、掲載及び変更いたします。  
（特に指定のない場合、氏名、事務所名、事務所所在地、電話番号、メールアドレスの全て掲載）  
「主な取り扱い分野」は当依頼書により指定してください。

### 1. 依頼日・会員氏名

依頼日：\_\_\_\_\_年 月 日 会員氏名：\_\_\_\_\_ 職印

### 2. 依頼内容

#### (1) 掲載、削除、変更 ※該当のものにチェック。

	掲載	削除	変更	掲載・削除・変更内容等
区役所設置名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 事務所名 <input type="checkbox"/> 主な取り扱い分野 <input type="checkbox"/> 事務所所在地 <input type="checkbox"/> 電話番号
ホームページ名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> メールアドレス

#### (2) 「主な取り扱い分野」の指定 ※該当のものにチェック。最大3分野まで。

- 許認可全般 会社・法人設立 契約書・内容証明等 知的財産  
相続・遺言 建設業・宅建業 車庫証明・自動車登録 運送業 交通事故  
産廃業・環境 風俗・飲食業等 会計記帳 外国人関係 農地・土地開発

### 3. 注意事項

- 会員名簿への掲載には支部会費の納入がなされていることが必要です。
- 掲載時期：紙面の「会員名簿」毎年の更新時期（8月頃）、ホームページの「会員名簿」1～2週間後
- 行政書士登録内容を変更された場合、広報部で変更しますが、本依頼書によりご連絡頂けると幸いです。
- 「会員用メールアドレス」とは異なります。（こちらに申請をされても自動登録はされません。）

### 4. 送付先 ※この用紙をご使用ください。 郵送、FAX、メールのいずれかにて受け付けます。

埼玉県行政書士会浦和支部広報部長 前田新太郎 宛

住 所：〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-19-7-109

FAX：048-859-6831（※10時から19時まで）

メール：[fdcjd257@ybb.ne.jp](mailto:fdcjd257@ybb.ne.jp)

#### ◆広報部記入欄◆

受付日	会費確認	手配日	掲載(予定)日	備考
		(名簿)	(名簿)	
		(HP)	(HP)	

※処理後広報部長保管